

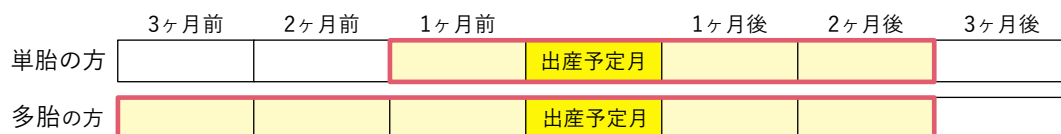
# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に産産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 産産予定日の6ヶ月前から届出ができます。産産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の減額方法

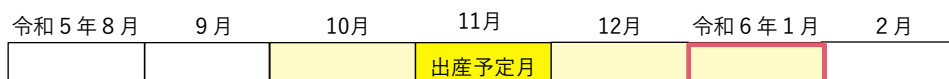
- その年度に納める国保税の所得割額と均等割額から、産産予定月（又は産産月）の前月から産産予定月（又は産産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。産前産後期間の期別税額が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は産産予定月（又は産産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、税額が減額されます。



※令和5年11月に産産した場合、令和6年1月相当分の税額が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 税額が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

税務課 市民国保税班（象潟庁舎） TEL0184-43-7505

 …対象期間

## 届出に必要な書類

- ① 届出書（世帯主と産産する方のマイナンバーの記載欄があります）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証など）
- ③ 母子健康手帳など（産産予定日、産産日などを確認します）

## 届出先

- ・ 市民課 国保年金班（仁賀保庁舎） TEL0184-32-3032
- ・ 金浦市民サービスセンター TEL0184-38-4300
- ・ 税務課 市民サービス班（象潟庁舎） TEL0184-43-7500